

中学校給食をご利用の皆さまへ

### 気象警報発表時の中学校給食の対応について

#### 1. 警報発令時の学校給食の対応

①午前 10 時の時点で、“大阪府全域”あるいは“東部大阪区域”に「暴風警報」が発表されている場合は、当日の学校給食を中止します。

※“東部大阪区域”とは守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四条畷市、交野市です。

②午前 10 時を過ぎて「暴風警報」が解除された場合は、当日の学校給食はありません。

#### 2. 「特別警報」について

午前 7 時の時点で、“大阪府全域”あるいは“東部大阪区域”に「特別警報」が発表されている場合は、当日の学校給食を中止します。

#### 3. 午前 10 時を過ぎて「暴風警報」等が発表された場合の対応

午前 10 時を過ぎて「暴風警報」または「特別警報」が発表された場合の給食提供については、下校時刻などを考慮し生徒の安全を最優先に判断いたします。

#### 4. 給食費について

台風等警報発令による給食中止の場合でも、既に食材等を購入しているため、給食費の返金はありません。